

京都市告示第 3 2 1 号

道路法第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は，京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科勸修寺緯 20の4号線	山科区勸修寺御所内町36番地地先から 同町38番地の3地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)